

消安セ業第601号

平成27年8月17日

各都道府県消防設備協会長 様

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 原 田 正 司

無線式自動火災報知設備の感知器に係る不具合について

当安全センター事業の推進につきましては、平素から多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、ホーチキ株式会社製品の無線式自動火災報知設備の感知器について、無線による火災信号が適正に送信されないことがあるとの報告がありました。

これに伴い、消防庁から当センターに対し別添1のとおり、無線式自動火災報知設備の感知器に係る不具合について都道府県消防設備協会の会員事業者へ周知するよう依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、別添2「無線式自動火災報知設備における無線式感知器交換のお願い」を貴協会会員事業所に周知して下さるようお願い申し上げます。

担 当

業務部 及川、浜野、出谷

tel. 03-3501-7912

fax. 03-3509-1194

事務連絡

平成 27 年 8 月 14 日

一般財団法人日本消防設備安全センター 御中

消防庁 予防課

無線式自動火災報知設備の感知器に係る不具合について

このたび、無線式自動火災報知設備の感知器について、無線による火災信号が適正に送信されないことがあるとの報告がありました。

当該製品が設置されている防火対象物は、製造者により全て把握されていることから、今後速やかに改修等が行われることとなりますが、貴センターにおかれましては、各都道府県消防設備協会の会員事業者に対し、無線式自動火災報知設備の点検を行う際には、下記の事項に従い適切に対応する旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛てに「無線式自動火災報知設備の感知器等に係る不具合について」（平成 27 年 8 月 14 日付け消防予第 312 号）を発出していることを申し添えます。

記

1 不具合が発生するおそれのある無線式感知器

【対象機種】 製造者：ホーチキ株式会社

- (1) 光電式スポット型感知器（感第 22～1 号）
- (2) 差動式スポット型感知器（感第 22～2 号）
- (3) 定温式スポット型感知器（感第 23～3 号、感第 23～4 号）

2 1 の感知器が設置されている防火対象物における点検時に無線による火災信号が適正に送信されないことが認められた場合は、消防用設備等（特種消防用設備等）点検結果報告書及び点検票にその旨を記載するとともに、速やかに当該感知器の製造者へその旨を連絡すること。

3 2 に該当する場合、防火対象物の関係者への報告時に「感知器が火災時において火災信号を適正に送信しないおそれがあること」及び「法令で定められた期限を問わず速やかな消防機関への報告が望ましいこと」を説明すること。

消防予第312号
平成27年8月14日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

無線式自動火災報知設備の感知器等に係る不具合について

このたび、下記の無線式自動火災報知設備の感知器及び無線式住宅用防災警報器について、高温の環境下において火災を感知した場合、無線による火災信号等が適正に送信できなくなる不具合の報告が当該製品の製造者からありました(別添参照)。

製造者において同製品に対する検証を実施したところ、一定の高温環境下で同様の不具合が発生するものがあることが確認されたことから、既に設置、販売されている全ての製品については、不具合又は不具合のおそれのあるものとして製造者又は販売者等(以下「製造者等」という。)により交換等が行われることとなっております。

同製品が設置されている防火対象物等は、製造者等において全て把握されており、今月中に当該防火対象物等の関係者等に対し、不具合の内容及び交換等の対応についての周知が完了するとともに、速やかに交換等が行われることとなっております(下記1の感知器は平成27年12月末、下記2の住宅用防災警報器は平成28年3月末までに交換等が完了する予定)。

貴職におかれましては、交換等に伴う消防用設備等の着工届等の取扱いについて「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予第192号)に基づき対応していただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

なお、一般財団法人日本消防設備安全センターを通じ、各都道府県消防設備協会の会員事業者へもその旨通知していますので、念のため申し添えます。

記

1. 無線式自動火災報知設備の感知器

【対象機種】 製造者：ホーチキ(株)

光電式スポット型感知器(感第22～1号)

差動式スポット型感知器(感第22～2号)

定温式スポット型感知器(感第23～3号、感第23～4号)

2. 無線式住宅用防災警報器

【対象機種】 製造者：ホーチキ(株)、販売者：総合警備保障(株)

光電式住宅用防災警報器(鑑住第17～28～1号、住警第26～58号)

定温式住宅用防災警報器(鑑住第17～30～1号、住警第26～60号)

消防庁予防課
担当：巴、西村
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

お客様への重要なお知らせ

無線式自動火災報知設備における無線式感知器交換のお願い

ホーチキ株式会社

平素は、ホーチキ製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2010年5月から2015年7月までに販売いたしました、弊社製無線式感知器におきまして、一定環境下で希に火災作動信号を無線移報しないことが判明致しました。

調査を行った結果、火災作動信号を無線で送信するICが、高温の環境下で正しく作動しない可能性があることがわかりました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、現在、ご使用いただいております下記該当製品を点検及び無償交換させていただきたくお願い致します。

弊社では、販売・施工済みの建物及びお客様を全て把握出来ており、お客様に説明報告をさせていただき機器の交換を無償で実施させていただきます。

ご使用中のお客様・関係各位の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。今後もより一層の品質向上に努める所存でございます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

該当無線感知器	製造時期
MAG-SLAA-2RLY	2010年5月～ 2015年7月製造分
MAG-DSAA-2RLY	2010年6月～ 2015年7月製造分
MAG-DFAA-1W70RLY	2011年5月～ 2015年7月製造分
MAG-DFAA-TW60RLY	2011年5月～ 2015年7月製造分

該当機種



商品記号 : MAG-SLAA-2RLY
 国家検定型式番号 : 感第 22～1 号



商品記号 : MAG-DSAA-2RLY
 国家検定型式番号 : 感第 22～2 号



商品記号 : MAG-DFAA-1W70RLY
国家検定型式番号 : 感第 23～3 号



商品記号 : MAG-DFAA-TW60RLY
国家検定型式番号 : 感第 23～4 号

<お問い合わせ窓口>

0 1 2 0 - 9 9 8 - 8 8 2

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間 24 時間

注) ご使用の回線(IP 電話など)によってはつながらない場合がございます。

※つながらない場合・・・**0 3 - 4 5 8 8 - 6 7 2 1**

(通話料はお客様ご負担となります)